

八戸市農業委員会 12月総会議事録

日時：令和7年12月10日（水）午後2時30分

場所：農業経営振興センター 多目的研修室

出席委員

農業委員 19名中 19名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悅子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 19名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 (欠員)	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 斎藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 欠	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、主幹 柏村 幸
主幹 風張 陶子、主事 妻神 一誠、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 本日は、梅津推進委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいたしておりますので、御報告いたします。 次に、本日の議案のうち、議案第 45 号、令和 7 年度第 8 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について及び議案第 47 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認につきましては、○○委員が当事者となっている事案がございます。 ○○委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、進行の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員ご起立の上、橋由正推進委員の御発声に続いてお願ひいたします。
	【憲章唱和】
久保事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願ひいたします。
会長	本日はお忙しい中、また、急な会場変更にも関わらず、御出席いただきましてありがとうございます。 8 日夜の地震の被害が次々に明らかになり、改めて震度 6 強という地震の怖さを感じております。私自身、熊のことばかり考えておりました。地震のことが、頭から少し抜けていたことを反省しているところでございます。自然災害、いつ

くるか分かりません。日々の備えと、「もし災害があったら」と想像する時間を取ることが必要ではないかなと考えております。

それから、寒い日々が続きます。インフルエンザのことも忘れず、くれぐれも体調に気を付けて過ごしていただければと思います。

それでは、本日の議事につきましても、慎重に御審議くださいますよう、よろしくお願ひします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願ひいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、3番 内沢 豊 委員、6番 坂下 国男 委員の両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第42号、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

渡部G.L

それでは、事務局の渡部から、議案第42号について御説明します。お配りした「総会資料別冊 八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見について」を御覧

ください。

11月総会において協議案件として御説明しましたが、八戸市農業委員会の委員の任期満了に伴う募集が、市長事務部局の農政課により実施されます。当農業委員会が同時実施する農地利用最適化推進委員の募集と内容をすり合わせるため、農政課・農業委員会事務局で協議を行いました。その協議を踏まえて市が作成した農業委員の募集案について、八戸市長から意見を求められたので、御審議いただくものでございます。

それでは、資料1ページにまいります。

募集要項については、11月総会での説明内容に変更点等はございませんので、簡潔に御説明いたします。

1農業委員の概要から2推薦・応募に必要な書類、注意事項は、説明を割愛して、資料の下方に記載の推薦・応募方法を御覧ください。推薦・応募に必要な書類は、募集実施機関である農政課への提出となります。募集期間は、令和8年2月1日から2月28日までの28日間となります。

続いて、必要書類の記載例について、要点を御説明いたしますので、資料の2ページをお開きください。

こちらは、第1号様式「推薦・応募書」の表面ですが、法で定められている事項など、選考に必要な項目を記載していただきます。特に経歴については、お間違えないよう御注意願います。

次に資料の3ページ「推薦・応募書」の裏面となります。個人連名での推薦の場合は、(a)の表内に代表者を含めて3名の方の住所・氏名などを、法人又は団体による推薦の場合は、(b)の表内に法人又は団体の概要を記載していただきます。

続いて、資料の4ページでございます。

まず、第2号様式「同意書」です。推薦を受ける者又は応募者及び推薦者の住所や氏名などの個人情報、推薦を受ける者又は応募者の欠格事項該当の有無について、農政課が関係部署等の公簿等により確認することに同意をしていただく内容となっております。

次に第3号様式「推薦承諾書」です。推薦された者が、推薦をする個人及び法

人等から推薦を受けることを承諾しているか確認するためのものでございます。

資料5ページ以降は、「八戸市農業委員会の委員に任命する者の選考に関する規則」と、11月総会においても御説明した募集・選考、任命・委嘱に関するスケジュールでございます。後程、参考に御確認いただければと思います。

なお、農業委員の募集要項及び推薦・応募に必要な書類は、令和8年1月10日を目途に、農政課並びに南郷事務所の窓口に配布するとともに、八戸市ホームページに掲載し、ダウンロードできることも含めて、早めの書類提出を周知していく予定となっております。

以上、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についての御説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、募集案について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第3

次に、日程第3、議案第43号、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、引き続きまして事務局の渡部から、議案第 43 号について御説明します。「総会資料別冊　八戸市農地利用最適化推進委員の募集案について」を御覧ください。

先程の議案第 42 号と同じく、11 月総会において協議案件として御説明したとおり、八戸市農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う募集は、当農業委員会が行います。市長事務部局との協議内容を踏まえ、農業委員会等に関する法律施行規則第 13 条の規定により推進委員募集案を作成しましたので、御承認いただきたく提案するものでございます。

それでは、資料の 1 ページを御覧ください。

募集要項については、先程の農業委員募集案と同様、11 月総会での説明内容に変更点がございませんので、簡潔に御説明いたします。

1 農地利用最適化推進委員の概要のうち、募集人数は 22 人で、区域ごとに募集します。2 推薦・応募に必要な書類と注意事項は説明を割愛し、資料の下の方に記載している推薦・応募方法にまいります。必要な書類は、募集実施機関である農業委員会事務局への提出となります。募集期間は、農業委員と同様で、令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの 28 日間ということになります。

続いて、推薦・応募に必要な書類の記載例について御説明しますが、農業委員募集案の書類と標題やあて先のほかは、1 箇所を除いて同じ内容ですので、その相違点について、御説明をさせていただきます。

資料の 2 ページをお開きください。

第 1 号様式「推薦・応募書」の表面ですが、こちらの 1 番下のところに、活動希望する区域という欄がございます。こちらを推進委員の場合は、記載が必要となりますので、御注意ください。

続いて、資料の 5 ページにまいります。

募集要項の補足資料として推進委員の担当区域の具体的な所在地、大字や丁目等を表に記載しているものでございます。

資料の 6 ページ以降は、「八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」と、11 月総会でも御説明した募集・選考、任命・委嘱に関するスケジュールですでの、後程、参考までに御覧いただければと思います。

推進委員の募集要項及び推薦・応募に必要な書類は、農業委員と同じく、令和8年1月10日を目途に、農業委員会事務局並びに南郷事務所の窓口に設置、配布するとともに、八戸市ホームページに掲載し、ダウンロードできるようにすることと、農業委員の募集と同じく、早めの書類提出を周知していく予定です。

以上、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第44号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

山田推進委員

山田から報告いたします。去る11月27日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号61番と番号62番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条61番

はじめに番号61番について報告します。調査には、両者とも本人が出席しま

した。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はいずれもありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は10m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、植付機各2台、軽トラック、ブームスプレイヤ各1台を受人が代表取締役を務める会社より借用することです。

3条 62 番

続きまして、番号62番について報告いたします。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は親戚です。

態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ナス、きゅうり、菊、トマト、ねぎです。受人は65歳以上ですが、親戚が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0kmで申請地に隣接する拠点からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、耕運機2台を所有しています。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村推進委員

木村から報告いたします。去る11月27日、木村農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号63番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 63 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は

離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は1.5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女2人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、軽トラック、草刈機各1台を受人の父親より借用予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

磯嶋推進委員

磯嶋から報告いたします。去る11月27日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号64番から番号67番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 64 番

はじめに番号64番について報告します。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人が令和7年1月に田を農地法第5条により売却しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約7km、耕作道があり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は6年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況について、トラクター3台、田植機2台、コンバイン、畦塗り機、軽トラックを各1台所有しています。

3条 65～67 番

続きまして、番号65番、番号66番、番号67番について報告します。これらの案件は受人が同一のため、一括して報告いたします。調査にはいずれも代理人が出席しました。両者の関係はいずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人はいずれも規模拡大、渡人はいずれも離農のためです。

申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、いずれもごぼうです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも通作距離は約2km、耕作道はいずれもありませんが、申請地に隣接する公衆用道路について、渡人を含む共有名義となっており、その持分5分の1について申請地と同時に所有権移転する予定とのことです。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、いずれもありません。世帯員は男1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター1台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野推進委員

上野から報告いたします。去る11月27日、木村農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号68番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条68番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じやがいも、玉ねぎ、さつまいも、スイカ、メロンです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人が令和7年5月に労力不足のため畠を売却しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0kmで申請地に隣接する拠点からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験は30年で地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター1台を受人の親戚より借用することです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

磯嶋推進委員

以上で報告を終わります。

磯嶋から報告いたします。去る 11 月 27 日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室 Bにおいて、番号 69 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 69 番

調査には、いずれも本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、牧草です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和 7 年 6 月に畠を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約 2 km、耕作道があり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 4 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 4 人、女 1 人です。農機具保有状況について、トラクター、ロールベーラー、セッターレーキ、ロータリーレーキ、モアコンディショナーを各 1 台、乳牛 75 頭を所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村推進委員

木村から報告いたします。去る 11 月 27 日、木村農業委員と市庁本館地下会議室 Bにおいて、番号 70 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 70 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和 6 年 9 月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約 10 km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、

上野推進委員

宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、田植機各1台を受人の稼働している会社から借用することです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

3条 71 番

上野から報告いたします。去る11月27日、木村農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号71番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和4年11月、令和6年12月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約0.5km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は55年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人で農業専従者です。農機具保有状況について、刈払機5台、トラクター3台、軽トラック、田植機、コンバインを各2台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第45号、令和7年度第8号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案に係る審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

進行

それでは、〇〇委員が当事者となっている事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

小井川主幹

農業経営振興センターの小井川から、議案第45号、令和7年度第8号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料の5ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借22件、使用貸借6件の計28件で、借り手及び貸し手の人数は、借り手9名、貸し手27名で、利用権設定面積は合計115,199m²でございます。

番号1番から資料9ページの番号28番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定

	するものでございます。
	借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。
	それでは〇〇委員が関係する事案を御説明いたします。
促進計画4番	資料5ページをお開き願います。番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために10年間使用貸借するものでございます。
	県による公告年月日は令和8年2月27日を予定しております。
	以上、説明を終わります。
進行	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
進行	御質疑等なしと認めます。
	委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。
	(なしの声あり)
進行	御異議なしと認めます。
	よって本事案は承認することに決しました。
	〇〇委員の入室をお願いいたします。
	(〇〇委員入室)
会長	それでは、残りの事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。
小井川主幹	引き続き資料5ページから御説明いたします。

促進計画1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために1年間使用貸借するものでございます。
促進計画2番	番号2番、利用権の種類及び内容は、ネギを作付けするために1年間使用貸借するものでございます。
促進計画3番	番号3番、利用権の種類及び内容は、ジャガイモを作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり1,000円でございます。
促進計画5、6番	番号5番と資料6ページの6番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、リンゴを作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり5,000円でございます。
促進計画7番	番号7番、利用権の種類及び内容は、水稻、そばを作付けするために4年間使用貸借するものでございます。
促進計画8番	番号8番、利用権の種類及び内容は、ネギを作付けするために10年間使用貸借するものでございます。
促進計画9~11番	番号9番から11番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号9番と10番は5年間賃貸借するもので賃借料は10a当たり10,000円、番号11番は5年間使用貸借するものでございます。
促進計画12~28番	番号12番から資料9ページの28番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号12番から番号27番までは5年間、番号28番は1年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり10,000円でございます。
会長	県による公告年月日は令和8年2月27日を予定しております。 以上、説明を終わります。 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適當」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第6

会長

次に、日程第6、議案第46号、農地法施行規則第53条第4号の規定に基づく農地転用許可を不要とする特例についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

木村委員

議案第46号、農地法施行規則第53条第4号の規定に基づく農地転用許可を不要とする特例について、木村から報告します。去る11月27日、阿達委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の11ページをお開き願います。

まず、本案件に係る農地転用許可不要の特例について説明いたします。この度、農地法施行規則及び農振法施行規則が改正され、市町村が、地域計画に、その目標の達成のために必要な措置として、認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合において、当該認定農業者が自ら所有権等を有する農地を、当該農業用施設に供するとき及び当該農業用施設に供するために、農地等の所有権等を取得するときについては、農地法第4条及び第5条に基づく農地転用許可並びに農振法第15条の2に基づく開発許可を不要とする特例に係る農地法施行規則及び農振法施行規則の改正が令和7年4月1日付けで施行されました。

この特例を受けるための要件は、まず認定農業者であることと、当該農業用施設を設置することにより、周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを、市町村または農業委員会が認めた場合に限ることとなっており、当市農業委員会において、今回初めての申し出となるものです。

以上、申し出書類をもとに、事業内容や要件適合性を確認するため、現地調査

5条特例1番

及び聞き取り調査を行ってまいりました。

それでは、調査した内容について、説明いたします。

申出者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。申出者は、令和5年9月6日に認定農業者の認定を受けております。調査には、代理人が出席しました。申出者と土地所有者との関係は、親子です。態様別は、使用貸借で、期間は定めないとのことです。転用目的は、畜舎3棟建築です。実施計画は、令和8年3月1日から令和8年12月31日まで。土地改良区からの意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治小学校から西側約2.3kmに位置し、畠、山林、原野及び既存の畜舎用地に囲まれ、市道に接続しています。被害防除措置として、雨水は土地の周囲に側溝を設置し、雨水処理施設に集め、処理します。糞尿はバキュームカーで運搬し、既存の糞尿処理施設で処理します。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

検討の結果、事業計画の内容は、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められますので、農地転用許可不要の特例に該当すると判断して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、農地転用許可を要しないこと

日程第7
会長

とする旨、申出者に通知いたします。

次に、日程第7、議案第47号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、本議案に係る審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

進行

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

和山主事

事務局の和山から、議案第47号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを御説明いたします。

はじめに、総会資料とは別にお配りしております、「議案第47号参考資料」と記載されている資料を御覧ください。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、毎年、権利を有する農地等の所在市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなっており、農業委員会では、その報告を基に、農地所有適格法人の要件について審査を行うこととなっております。

農地所有適格法人の要件でございますが、1組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社など、又は農事組合法人であること、2事業要件として、直近する3か年の農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること、3構成員・議決権要件として、農業関係者が総議決権の2分の1を超えていること、4役員要件として、役員の過半の者が、その法人の農業常時従事者であり、かつ、役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に原則年間60日以上従事する者であること、となっており、これらの要件を全て満たしている必要があります。

それでは、資料の13ページを御覧ください。

今回の確認対象は、資料の 14 ページにわたる計 20 法人で、昨年度から新規参入により 2 法人の増となりました。

番号 7 番、番号 12 番、番号 19 番、番号 20 番の法人は法定期限に遅れての報告書提出となりましたが、他の 16 法人は法定期限内に報告書が提出されております。

各法人の組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件は資料に記載のとおりでございます。

資料 14 ページの番号 12 番につきましては、意思表明等により事実上は事業として農業から撤退しておりますが、当該法人は農地を所有しているため、その農地が第三者に所有権移転されなければ完全に撤退したことにはならず、農地所有適格法人としての報告義務があることから確認対象となっておりますが、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件を満たしておりません。

同じく資料 14 ページの番号 20 番につきましては、令和 7 年 4 月より新規就農で農地所有適格法人となりましたが、事業期間が毎年 5 月末までとなっていることから、事業要件である直近する 3 か年の農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めていることを満たしておりません。

農業委員会は、農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがある場合、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができますが、番号 12 番の法人については、講ずべき必要な措置として、農地を手放すため農業委員会にあっせん申し出書を提出しておりますので、勧告する必要はないものと判断できます。

番号 20 番の法人については、農地の新規取得から約 2 か月で事業年度が終了していることから、やむを得ない事情として措置を講じる必要がないものと判断しております。

審査の結果、番号 12 番、番号 20 番を除く他の法人は、いずれも全ての要件を満たしていることが確認されておりますので、農地所有適格法人の要件に適合の旨、御承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上、説明を終わります。

進行

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

進行

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

進行

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

(○○委員入室)

日程第8

会長

次に、日程第8、議案第48号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局柏村より御説明いたします。

相続税の納税猶予とは、相続等により取得した農地を一定の要件のもとで引き続き農地として利用する場合に相続税の納税が猶予される制度で、この制度が適用されている農地のことを特例農地といいます。納税猶予の適用を受けるためには、税務署で所定の手続きが必要となります。

納税猶予の適用を受けた農業相続人は、相続税の申告期限から20年間農業を継続した場合に相続税が免除されることとなっておりますが、平成21年12月15日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地につきましては、税制改正により、終身農地利用することが要件となっております。また、平

成 21 年 12 月 14 日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も、改正法が適用されます。

本案件は、税制改正前である平成 17 年に納税猶予の適用を受け、20 年目を迎える特例農地の利用状況について、一筆ごとに確認し、利用状況確認書を提出するよう八戸税務署長から求められたものです。

なお、対象者には、事前に農地の利用状況について調査する旨を通知した上で、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、資料 15 ページの議案第 48 号関係資料を御覧ください。

こちらは確認対象者の一覧となります。今回の確認対象者は 1 名となっております。

次に 16 ページをお開き願います。こちらは税務署から送付された利用状況確認書に、調査結果を記載した資料となります。

資料右上には対象者の氏名、資料左側の一連番号ごとに、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況について記載しております。なお、整理簿番号、一連番号税務署の管理する番号となります。

また、地目等及び面積欄の「申告時」は税務署が管理しているもの、「現在」は農地台帳上の数字を記載しております。

利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」に分類し、保全管理中や草地などであれば 2 番の「自ら農地等として使用していない」に分類しております。

現地確認をしたものについては、右端の税務署整理欄に「有」と記載しております。

現地確認の結果、一連番号 1 番から 5 番全て米を作付けしておりました。

なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認することに決しました。
日程第9 会長	次に、日程第9、報告第50号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
大橋主事	事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の11月分でございます。資料の17ページをお開き願います。
	権利取得者及び前権利者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
相続等 145~160 番	今回の届出は、資料17ページの番号145番から資料22ページの番号160番までの計16件となっており、権利取得事由は資料17ページの番号145番から資料22ページの番号159番までは相続で、資料22ページの番号160番は持分放棄、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。
	なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。
	いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。

会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
日程第 10	次に、日程第 10、報告第 51 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
栗村主事	事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 11 月分でございます。 資料の 23 ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条 115 番	番号 115 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 116 番	番号 116 番、転用目的は宅地拡張でございます。
5 条 117 番	番号 117 番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページをお開き願います。
5 条 118 番	番号 118 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 119 番	番号 119 番、転用目的は駐車場でございます。
5 条 120 番	番号 120 番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページを御覧願います。
5 条 121、122 番	番号 121 番、番号 122 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時55分)